

## はじめに



豊後高田市では、平成28年3月に策定した豊後高田市障がい者基本計画（平成28年度～令和7年度）の基本理念である「障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現」に基づき、様々な関係機関と連携しながら障がい者施策を推進しております。

また、令和2年3月には、「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を新たに制定し、意思疎通や情報の取得がしやすい環境を整備することにより、障がいの有無にかかわらず全ての市民が心を通わせ安心して暮らすことができるための様々な啓発や取組を進めているところでございます。

一方、障がい者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、障がい者の抱える課題やニーズの多様化・複雑化、またICT化の進展や新型コロナウイルス感染症の発生による新たな生活様式の定着など大きく変化しております。

このたび、こうした環境の変化や前期計画の成果および課題を踏まえ、障がい者施策のさらなる充実をめざし、「豊後高田市障がい者基本計画」（第3期）を策定いたしました。本計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体等の皆様の連携や協働は欠かせないものでございます。引き続き、個々に応じた切れ目のない支援を総合的・計画的に推進するとともに、地域で支え合う「共生」のまちづくりを全力で進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました豊後高田市地域自立支援協議会の皆様をはじめ多くの関係機関及び市民の皆様、またアンケート調査にご協力いただいた皆様方に心から感謝を申し上げ、策定にあたってのご挨拶といたします。

令和8年3月

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

## <目 次>

第1章 総論.....	1
第1節 計画の策定にあたって.....	1
第2節 計画の概要.....	8
第2章 障害者福祉の現状.....	11
第1節 豊後高田市の人口.....	11
第2節 障害のある人の状況.....	12
第3章 各論.....	23
第1節 障がい者の権利・理解の促進.....	23
第2節 地域生活支援の充実.....	28
第3節 保育・療育・教育体制の整備.....	37
第4節 雇用促進と就労環境の向上.....	42
第5節 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進.....	48
第6節 福祉体制が充実したまちづくり.....	53
付属資料.....	63
1 「障がい福祉のためのアンケート調査」結果.....	65
2 「障がい福祉施策・事業についての調査の事業所調査」結果.....	105
3 豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱.....	109
4 令和7年度 豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿.....	110
5 用語解説.....	111

# 第1章 総論

## 第1節 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

近年の障がい者人口の増加や共働き家庭の増加、社会全体のICT化、新型コロナウイルス感染症への対応を含むライフスタイルの変化、さらには障害者権利条約の批准等により、障がい者及びその家族に必要なとされる支援も複雑化・多様化しています。

国では、こうした障がい者を取り巻く環境の変化に対し、令和元年（2019年）以降だけでも「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）の制定（令和3年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正（令和4年）、「児童福祉法」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の改正（令和4年）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定（令和4年）等の対応を行ってきました。

これらのうち、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、都道府県が「医療的ケア児支援センター」を設置することが規定されたほか、「児童福祉法」の改正では、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。また、障害者総合支援法の改正では、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされています。

さらに令和5年、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための施策を推進する国の基本計画である「第5次障害者基本計画」が策定されています（令和5年3月閣議決定）。

本市では、平成28年3月に、平成28年度から令和7年度（10年間）を計画期間とする「豊後高田市障がい者基本計画」（第2期）（以下「第2期計画」という。）を策定し、「障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現」を基本理念におき、総合的、計画的に障がい者施策の取組を進めてきました。また、令和2年3月には「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を制定し、障がいに対する理解促進や環境整備に取り組んできました。

このたび、第2期計画が令和7年度に計画の最終年度を迎えることから、本市における現状や国・県の動向も踏まえ、「豊後高田市障がい者基本計画」（第3期）（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の期間

---

本計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。

※第2期計画までは、計画期間を10年としていましたが、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定時期と合わせるため、本計画は7年間とし、次期の第4期計画以降の計画期間は6年間とする予定です。

R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)
障がい者基本計画 (第2期)		障がい者基本計画 (第3期)						
障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期)			障がい福祉計画 (第9期)		
障がい児福祉計画 (第3期)			障がい児福祉計画 (第4期)			障がい児福祉計画 (第5期)		

## 3 障がい福祉に係る法制度等の動き

---

第2期計画期間における、障がい福祉に係る法律、制度等の動きは、以下のとおりです。

### (1) 法制度

#### ① 「障害者差別解消法」の改正 (平成28年4月施行)

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が定められました。

#### ② 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」制定 (平成30年6月公布・施行)

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とすることが定められています。

#### ③ 「障害者差別解消法」の改正 (令和3年6月公布、令和6年4月施行)

この改正においては、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者による障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となっているほか、国と自治体が連携協力する責務、国や自治体の差別解消のための支援措置の強化(相談員の育成や事例収集など)などが定められています。

#### ④ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」制定(令和3年6月公布、同年9月施行)

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するほか、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定されています。

本法律では、支援措置として国、地方公共団体による保育所・学校等に対する支援や日常生活における支援などの措置、保育所や学校の設置者等による看護師等または喀痰（かたん）吸引等ができる保育士の配置の措置、また都道府県レベルで設置される「医療的ケア児支援センター」について規定されています。

⑤「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）制定（令和4年5月公布・施行）

障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者の情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定されています。

そのための基本施策として、障がい者による情報取得等に資する機器等、防災・防犯及び緊急の通報、障がい者からの相談・障がい者に提供する情報などが挙げられています。

⑥「児童福祉法」の改正（令和4年6月公布、令和6年4月施行）

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することを目的としています。

要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施が市町村の業務とされ、市町村における児童福祉及び母子保健に関して包括的な支援を行うことも家庭センター設置の努力義務化、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容としています。

⑦「障害者総合支援法」の改正（令和4年12月公布、令和6年4月施行）

本改正においては、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講じることとしています。

特に、グループホーム利用者の一人暮らし希望者への支援や基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置の努力義務化、就労アセスメントの手法を活用した新たな就労支援サービスである就労選択支援の創設などが規定されています。

⑧「障害者雇用促進法」の改正（令和4年12月公布、令和5年4月・令和6年4月施行）

事業主の責務に、適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されました（令和5年4月施行）。また、障害特性により長時間の勤務が困難な障害者の方の雇用機会の拡大を図る観点から、特に短い時間（週所定労働時間が10時間以上20時間未満）で働く重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方を雇用した場合、特例的な取扱いとして、実雇用率上、1人をもって0.5人と算定します（令和6年4月施行）。

⑨「手話に関する施策の推進に関する法律」の制定（令和7年6月公布・施行）

この法律では、手話が、これを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされています。

**（2）障害者基本計画（第5次）**

障害者基本法第11条に基づき策定される政府が講じる障がい者施策の最も基本的な計画として、障害者基本計画（第5次）が令和5（2023）年3月に閣議決定されました。

計画は、「Ⅲ 各分野における障がい者施策の基本的な方向」で掲げる11の障がい者施策分野と障害者権利条約の各条項の対応関係を明示した構成となっています。

**【11の障がい者施策分野】**

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li><li>2. 安全・安心な生活環境の整備</li><li>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li><li>4. 防災、防犯等の推進</li><li>5. 行政等における配慮の充実</li><li>6. 保健・医療の推進</li><li>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</li><li>8. 教育の振興</li><li>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</li><li>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</li><li>11. 国際社会での協力・連携の推進</li></ol> |
|--|

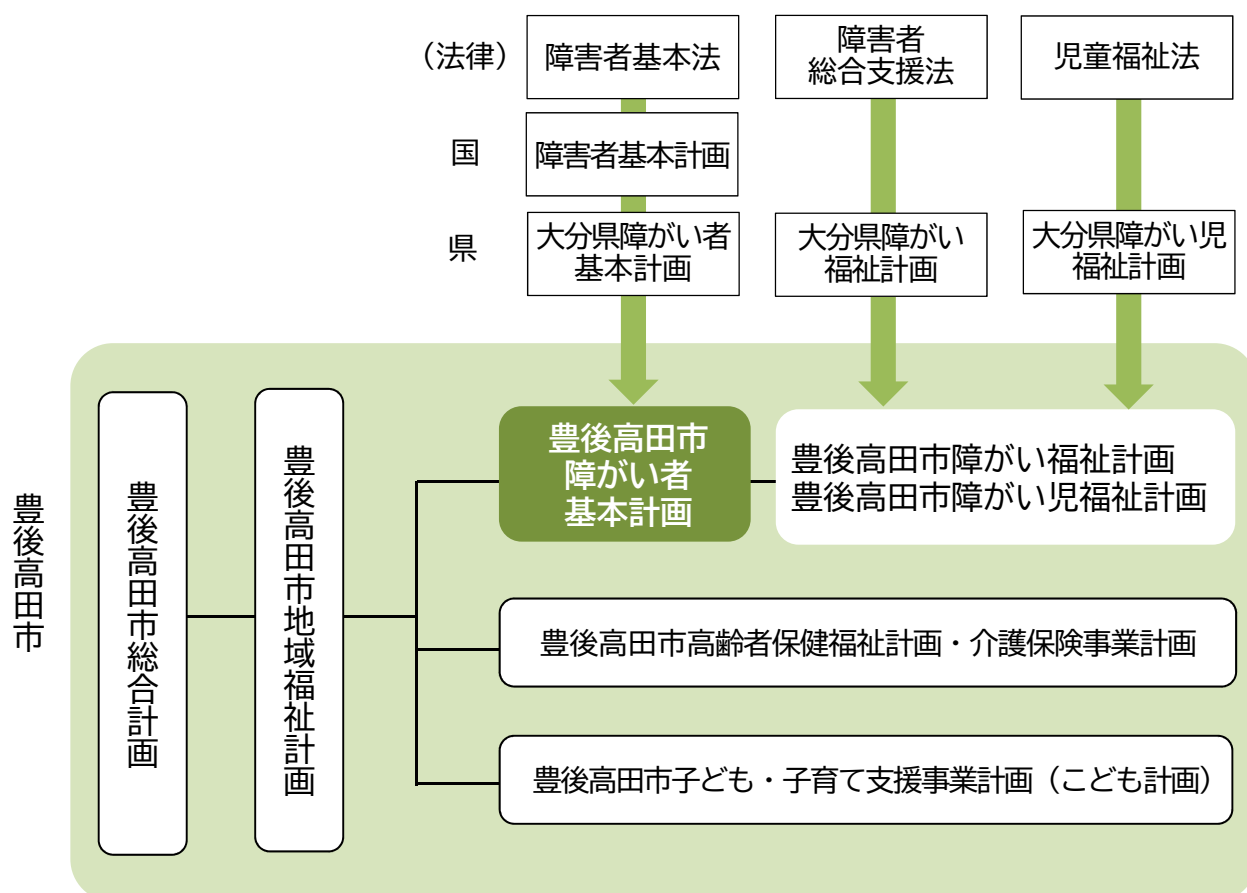
## 4 計画の位置づけ

本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠については以下のとおりです。

- ・障がい者基本計画…障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」
- ・障がい福祉計画…障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」
- ・障がい児福祉計画…児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
計画の趣旨	市町村における障がいの状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標

図表 豊後高田市障がい者基本計画・豊後高田市障がい福祉計画の位置づけ



なお、本計画に記載されている項目で、豊後高田市障がい福祉計画・障害児福祉計画に記載される内容は、以下のとおりです。

障がい者基本計画 記載項目	障がい福祉計画・障がい児福祉計画		
	自立支援給付	地域生活支援事業	障害児支援
障がい者の権利・理解	－	－	－
生活支援・医療	○	○	－
保育・療育・教育	－	－	○
雇用・就労	○	○	－
文化・スポーツ・まちづくり	○	－	－
生活環境	－	○	－

## 5 計画の策定体制

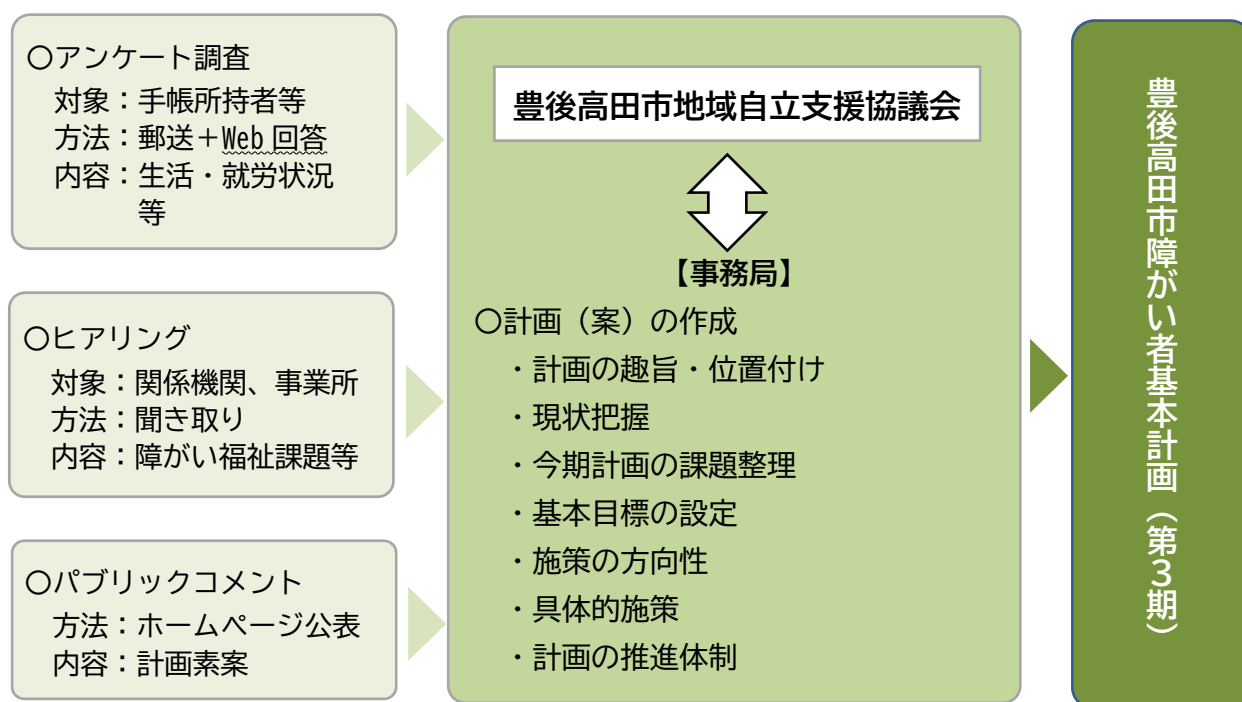
### (1) 豊後高田市地域自立支援協議会

障がい福祉計画等の策定に当たっては、障がい者団体、支援事業所等関係団体の代表や有識者、地域の協力者等からなる「豊後高田市地域自立支援協議会」を設置し、計画の策定及び推進に関する協議を行いました。

### (2) 事務局

社会福祉課が事務局となり、豊後高田市地域自立支援協議会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

図表 計画策定の流れ



---

## 第2節 計画の概要

---

### 1 基本理念

---

**障がいのある人もない人も  
すべての人が、ごく自然に社会づくりに  
参加できる平等な地域社会の実現**

近年、少子高齢化、人口減少化によって障がい者を取り巻く社会環境はさまざまに変化しており、福祉ニーズの複雑多様化が進んでいます。このようななか、適切な支援・サポートが行きわたる地域を目指していきます。そのためには、ともに支え合い暮らしていく豊かな心を地域全体で育む必要があります。また、自立と地域生活移行を促す支援を行い、すべての人が安心して生活できるまちづくりを目指します。そして、すべての人に対する差別をなくし、地域住民の誰もが積極的に社会に参加できる体制にしていきます。

本計画では、障害者基本法の理念であるノーマライゼーションの精神のもとに、平成19年3月策定の「豊後高田市障がい者計画」の基本理念を引き継ぎつつ微修正し、“障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現”とします。

### 2 基本目標

---

#### (1) 障がい者の権利・理解の促進

権利擁護・成年後見制度に基づく相談支援体制の強化と周知徹底、利用者の視点に立った支援体制の強化、多世代間の交流をつうじた理解の促進、福祉教育に基づく学びの機会提供など、障がい者の権利の理解・周知を徹底します。

また、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市では「虐待防止センター」を設置し、虐待被害者の立場に寄り添った相談支援を行うとともに、地域住民に対しては、各種啓発活動を実施してきましたが、今後も市民の生命と安全を守るために、周知・啓発活動に取り組む必要があります。あわせて、障害者差別解消法改正の趣旨を踏まえ、障がいのある人への合理的配慮を率先して提供します。

#### (2) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活のため、福祉情報の提供体制の充実、利用者に応じた情報の発信と周知、総合的な相談支援体制の整備・強化、居宅介護・重度訪問介護・行動援護の充実、施設の在宅サービス拠点化、さまざまなニーズに応じた地域生活支援事業の実現など、相談・福祉サービスを向上させます。

また、施設的环境改善・重度対応にむけた機能強化の支援、事業所および施設のサービスの向上、難病患者のための支援、医療機関と社会福祉施設との連携による複合的な支援体制の充実など、全体として施設・医療体制を整備します。

さらに、障がい者ケアマネジメント体制の充実、各種関係機関との連携強化による相談支援体制の整備、地域における発達支援体制の構築、グループホーム等の充実など、地域生活移行のための支援の促進を図ります。

### (3) 保育・療育・教育体制の整備

就学指導の充実、切れ目のない相談支援体制の充実、特別支援教育の体制強化など、保育・療育・教育の充実を図ります。あわせて、児童通所施設の充実、短期入所サービスの充実、保育所入所の確保、地域で教育を受けられるための環境確保、子どもの居場所環境の充実など、子どもの居場所作りを進めます。

### (4) 雇用促進と就労環境の向上

障がい者の職場環境向上のためのサポート支援体制の充実や就労系サービス事業所への情報提供と事業所間の交流促進など、障がい者の雇用促進を図ります。さらに継続雇用のための体制づくりの充実、就労系事業所の見直しと適切な環境整備を図るなど、就労環境の向上を図ります。

### (5) 文化・スポーツ振興・社会活動参加の促進

障がい者の健康と社会参加によるさまざまな文化・スポーツ交流促進のために、市では毎年「大分県障がい者スポーツ大会」への選手派遣や、「ときめき作品展」の作品募集、「きらきら作品展」の開催等を行っていますが、今後ともこうした取り組みを促進していきます。

また、各種スポーツ大会や文化活動の開催および情報提供の充実を図っていくとともに、こうしたイベントの実施とあわせ、各団体・施設との連携を図るなど、障がい者スポーツの普及・向上等、障がい者の社会活動参加を促進する支援策を実施していきます。

### (6) 福祉体制が充実したまちづくり

バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、すべての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指します。市内の公共施設等のハード面での整備に加え、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や理解促進を推進し、情報提供面でも障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進を図ります。また、こころのユニバーサルデザインを目的としたコミュニケーションの場づくりや機会の提供等、ソフト面の取り組みを進め、地域住民同士で協力し、支え合える真に豊かなまちづくりを目指します。さらに、防災・防犯対策についても推進します。

### 3 施策体系

計画策定の背景および本市における現状等を踏まえ、本計画においては以下のとおり基本理念に基づいた基本目標を設定し、基本施策を体系化しました。そして、本計画の基本施策をもとに、「豊後高田市障がい福祉計画」において各事業を推進していきます。

